

○狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則

平成19年3月30日規則第9号

改正

平成19年9月28日規則第33号
平成20年9月17日規則第34号
平成21年3月3日規則第14号
平成21年5月18日規則第34号
平成22年3月31日規則第23号
平成22年6月2日規則第38号
平成23年1月28日規則第5号
平成24年9月18日規則第52号
平成24年9月28日規則第55号
平成25年3月5日規則第11号
平成25年12月3日規則第89号
平成26年3月27日規則第11号
平成27年12月28日規則第56号
平成28年4月1日規則第41号

狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(条例第3条第1項の規則で定める法令)

第3条 条例第3条第1項に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(条例第3条第2項第2号の規則で定める施設)

第4条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、条例第6条に規定する児童に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除き、かつ、当該施設に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の法令による措置によらずに入所している者（以下「利用契約入所者」という。）がいる場合は、条例第3条第2項第2号に規定する施設に入所している者から、当該利用契約入所者を除くものとする。）をいう。

(条例第4条第1項の規則で定める額)

第5条 条例第4条第1項に規定する規則で定める額は、次の額とする。

- (1) 扶養親族等及び児童がないときは、622万円
- (2) 扶養親族等及び児童があるときは、622万円に当該扶養親族等及び児童1人につき38万円
(当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき44万円)を加算した額

(条例第4条第1項に規定する所得の範囲)

第6条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、前年の所得（1月から9月までの場合は前々年の所得とする。）のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(条例第4条第1項に規定する所得の額の計算方法)

第7条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号、第2号又は第4号に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額
- (2) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障がい者1人につき、27万円(当該障がい者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円)
- (3) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者については、27万円(当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合は、35万円)
- (4) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

(条例第5条の医療証の交付申請)

第8条 条例第5条の規定による申請は、義務教育就学児医療費助成制度医療証交付申請書(第1号様式)又は義務教育就学児医療費助成制度医療証交付申請書(電子申請用)(第1号の2様式)に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者又は被扶養者であることを証する書類
- (2) 児童を養育していることを明らかにすることができる書類
- (3) 対象者及び配偶者の前年及び前々年の所得の状況を証する書類
- (4) 厚生労働省令の規定による限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担減額認定証(以下「限度額適用認定証等」という。)の交付を受けている場合は、限度額適用認定証等

2 前項の規定にかかわらず、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給を受けている者が、児童手当認定通知書又は児童手当支払決定通知書を提示するときは、前項第2号及び第3号の書類の添付を省略することができる。

3 市長は、第1項の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは、医療証(第2号様式)を交付し、また、同条に規定する対象者でないと決定したときは、義務教育就学児医療費助成制度医療証交付申請却下決定通知書(第3号様式)により通知する。

4 狛江市乳幼児の医療費の助成に関する条例(平成5年条例第31号)に基づき、6歳に達する日以後の最初の3月31日を有効期限とする医療証の交付を受けている乳幼児を養育している者が引き続き4月1日以降に義務教育就学児医療費助成を受けようとする場合は、市長は、医療証交付申請を省略して医療証を交付することができる。ただし、第1項第1号、第2号及び第4号の確認は行わなければならない。

(医療証の有効期限)

第9条 医療証の有効期限は、毎年9月30日までとし、10月1日に更新する。ただし、当該児童が、15歳に達した日以後の最初の3月31日を超えないものとする。

(助成の期間)

第10条 条例第6条の助成は、申請のあった月(以下「申請月」という。)の初日から医療証の有効期限内において行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める日を助成期間の始

期とする。

- (1) 6歳に達した日以後最初の3月31日を迎える子どもを養育している者が当該年の3月31日までに申請をした場合は、4月1日
 - (2) 児童の転入により対象者に該当した者が対象者となった日から起算して1月以内に第8条第1項の申請をした場合は、対象者に該当した日
 - (3) 申請月の途中で受給資格を有するに至った者は、受給資格を有するに至った日
 - (4) その他市長が特別な事由があると認めた場合は、市長が認めた日
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める日を助成期間の終期とする。
- (1) 児童が他の区市町村に転出することにより受給資格を喪失する場合は、転出日の前日
 - (2) 児童を養育している者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護が開始された場合は、保護開始の前日
 - (3) 児童が国民健康保険法による被保険者若しくは組合員又は社会保険各法による被扶養者の資格を喪失した場合は、資格喪失の前日
 - (4) 児童が第4条に規定する施設に入所した場合は、入所措置日の前日
 - (5) 児童が狛江市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第33号）に係る受給者になった場合は、受給開始日の前日
 - (6) 児童に対し東京都の心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年条例第20号）による医療費の助成が開始された場合は、助成開始日の前日
（医療証の返還）

第11条 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を市長に返還しなければならない。
（医療証の再交付）

第12条 対象者は、医療証を破損、汚損又は亡失したときは、義務教育就学児医療費助成制度医療証再交付申請書（第4号様式）により市長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破損又は汚損したときの前項の申請は、当該医療証を添えなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、亡失した医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

（条例第7条の助成の方法の特例等）

第13条 条例第7条第1項の規則で定める書類とは、限度額適用認定証等をいう。

2 条例第7条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

(1) 国民健康保険法又は社会保険各法により児童に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。

(2) 前号に定める場合のほか、市長が特別に認めたとき。

3 条例第7条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとする対象者は、義務教育就学児医療助成費支給申請書（第5号様式）により市長に申請しなければならない。

4 前項の申請には、第2項の療養費又は療養費に相当する家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、市が国民健康保険法による保険者として児童に係る療養費を支給する場合においては、この限りでない。

（条例第9条の規則で定める届出）

第14条 条例第9条第1項に規定する規則で定める届出は、義務教育就学児医療費助成申請事項変更（消滅）届（第6号様式）に医療証を添えて行わなければならない。

2 条例第9条第2項に規定する届出は、義務教育就学児医療費助成制度現況届（第7号様式）及び対象者の前年の所得を証する書類を添えて行わなければならない。ただし、児童手当受給者が児童手当認定通知書又は児童手当支払通知書を提示するときは、書類の添付を省略することができる。

3 条例第9条第3項の規則で定める届出は、第三者行為による傷病届（第9号様式）により行わなければならない。

4 市長は、現有公簿等により対象者の現況について確認することができたときは、前項の規定による届出があったものとするができる。

（受給資格消滅の通知）

第15条 市長は、前条第1項に規定する届出がなされない場合であっても、公簿等の確認により、対

象者が受給資格を失ったと認めるときは、義務教育就学児医療費助成制度受給資格消滅通知書（第8号様式）により、当該対象者であったものに通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 条例第2条第1項に規定する児童でなくなったとき。

(2) 児童が国外に転出したとき。

(3) 児童が死亡したとき。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第16条 条例第10条の2第1項の規則で定める損害賠償の請求権の譲渡は、義務教育就学児医療費助成制度に係る債権譲渡について（様式第10号）を市長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第10条の2第2項の規則で定める通知は、債権譲渡通知書（様式第11号）により行うものとする。

(公簿等の確認)

第17条 市長は、条例及びこの規則の施行のため必要と認めるときは、必要な公簿等を確認することができる。

(添付書類の省略)

第18条 市長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 医療証交付の申請、その他この規則を施行するために必要な準備行為については、この規則の施行前においても行うことができる。

付 則（平成19年9月28日規則第33号）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 医療証交付の申請、その他この規則を施行するために必要な準備行為については、この規則の施行前においても行うことができる。

付 則（平成20年9月17日規則第34号）

1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

2 改正前の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成21年3月3日規則第14号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成21年5月18日規則第34号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

付 則（平成22年3月31日規則第23号）

この規則は、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の施行の日から施行する。

付 則（平成22年6月2日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行し、平成22年6月1日から適用する。

付 則（平成23年1月28日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年9月18日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則（平成24年9月28日規則第55号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の第5条の規定は、平成24年10月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成24年9月30日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則（平成25年3月5日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

付 則（平成25年12月3日規則第89号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年3月27日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、施行日以降に行われる療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則（平成27年12月28日規則第56号）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則第1号様式及び第7号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成28年4月1日規則第41号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式から第11号様式まで（省略）